

2015. 7. 30  
y-u通信

## 平成 27 年度エゾシカの捕獲禁止及び制限（可猟区域）（案）に係る意見調書

団体名	一般社団法人 北海道自然保護協会
-----	------------------

### 1 道案に対する賛否の別（該当する意見を○で囲む。）

可猟区域や可猟期間などについては賛成 ・ ~~反対~~ ほかに意見あり

### 2 賛否に係る理由

当協会は、近年のエゾシカの生息数増加や生息域拡大により、農林業被害の増大や人間社会との軋轢をはじめ生物多様性の確保や生態系の保全に対しても重大な悪影響が生じていることから、エゾシカの生息数や生息域の抑制と管理は喫緊の課題であると認識しております。とくに、種個体群・植物群落・生物群集・生態系などの階層構造を有する自然では、その生態系や生物多様性に対するエゾシカの影響が今後ますます深刻かつ顕在化するのではないかと深く危惧いたしております。

「平成 27 年度エゾシカの捕獲禁止及び制限（可猟区域）（案）」（以下では「案」という）に示されたエゾシカの可猟区域や可猟期間などについては特に異論はありませんが、上記の視点から「案」について意見を申しあげます。

(1) 「案」の冒頭の〈基本的な考え方〉あるいは〈目的〉において、「エゾシカの増加を抑制する」あるいは「エゾシカの適正な管理」を行う目的を記述し、そのなかに、農林業被害の増大や交通事故等の人間社会への影響とともに、自然生態系への悪影響を明記していただきたい。そのことに対応して、「案」に添付されているエゾシカの捕獲数の推移等のデータやエゾシカなどによる農林業被害の状況やその推移等のデータのほかに、エゾシカの増加による生物多様性や生態系への影響に関するデータも示していただきたい。「案」の「5 その他」にあるこれらに関連する調査研究のデータを示していただければ、エゾシカ問題を考える上でたいへん参考になると思います。

(2) 上記 (1) に関連して、世界自然遺産である知床半島での対策は特に注目されますが、知床半島に限らず、国立公園や国有林地域においては、生物多様性保全の視点から林野庁および環境省とも協同で調査研究してデータ取得に努め、それらを公表していただきたい。

なお、これに関連して、上川管内旭川市の嵐山地域一帯（一部は可猟区から除かれている？）と、できれば隣接の神居古潭地域を可猟区と有害鳥獣による猟区から除くように配慮していただきたい。嵐山横の石狩川にそったサイクリングロード沿いでオジロワシの営巣が始まり、去年は1羽、今年は2羽の幼鳥が巣立ちました。その営巣場所は河川敷で、鳥獣保護区からは外れていると思われま。ただし、一方で、この地域ではエゾシカによる林木の食害（樹皮剥離）が相当みられる年もあります。

(3) 昨年も指摘いたしましたが、いただいた資料には、「エゾシカ捕獲数の推移」はありますが、現存量（個体数指数）に関するデータがありません。エゾシカによる諸々の被害やその抑制を考える上では、個体数・捕獲数・農林業その他の被害量の数的関係、さらにはそれらの因果関係を明らかにすることが必要です。そうすることによって、捕獲必要数も推定できると思われま。

(4) 「案」の「5 その他、(2) 調査研究」における記述に関して、「エゾシカの適正な管理を推進するためには、分布、生態、個体数等の科学的なデータが必要であることから、計画的、継続的な調査研究の実施を図るものとする。併せて、エゾシカ管理に関心のある団体や研究者の意見提出なども考慮して、上記調査研究で得られたデータを公開する。また、エゾシカによる被害の実態についても公開する。」のように、下線部分を補足していただきたい。